

## ○組織編制

### ・概要

(1) 主任等の設置について

学校（分校・分室は1校とみなす）には次の主任等を置く。

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 小 学 校  | 教務主任 学年主任 保健主事 生徒指導主事 研修主任        |
| 中 学 校  | 教務主任 学年主任 保健主事 生徒指導主事 研修主任 進路指導主事 |
| 特別支援学校 | 教務主任 保健主事 生徒指導主事 研修主任 進路指導主事 部主事  |

特別の事情があるときは、主任等を置かないこととするが、その基準は次による。

| 主 任 等       | 特 別 の 事 情        |
|-------------|------------------|
| 教 務 主 任     | 2学級未満の分校         |
| 学 年 主 任     | 単学年の学級数が2学級未満の学年 |
| 保 健 主 事     | 分校               |
| 生 徒 指 導 主 事 | 分校               |
| 進 路 指 導 主 事 | 分校               |
| 部 主 事       | 部の学級総数が2学級未満の部   |

(2) 校務分掌は通達（知）簿に記載する。

(3) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。

(4) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

<参考>いわき市公立学校管理規則

第30条 校長は、この規則に定めるもののほか、校務分掌の組織を定め、これを職員に分担させるものとする。

<参考>会津若松市公立小・中学校管理規則

第4条5 前4項に規定する主任等は、当該学校の教諭（保健主事にあたっては、当該学校の教諭または養護教諭）のうちから、校長が命じ、教育長に校務分掌報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

### ・関係法令等

(1) 市町村学校管理規則

### ・学級担任及び教科担任の報告

(1) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。

(2) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

<参考>会津若松市立小・中学校管理規則

第6条3 校長は、当該学校の職員のうちから学級担任及び教科担任を命じ、教育長に学級担任及び教科担任報告書（第3号様式）を提出しなければならない。